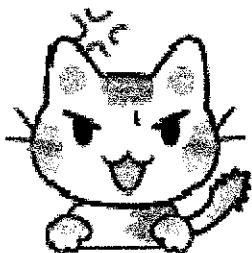


阪大分会ニュース

関西單一労働組合大阪大学分会
大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449
<http://handaibunkai.xxxxxxx.jp/>

速報



大阪地裁許すまじ

阪大は、

石橋組合員の解雇を撤回しろ！

大阪地裁は

- ①法人化後、3回の更新
- ②法人化後、11年の継続雇用
- ③「臨時的」業務ではない
の3点は認めた

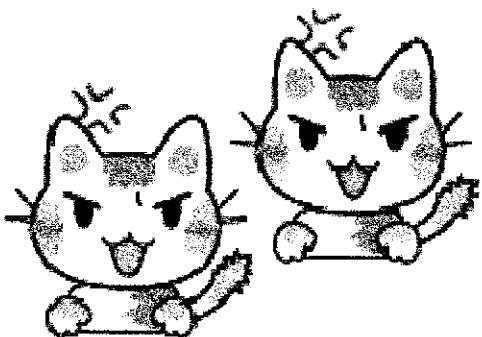


しかし、

労働契約法 19条1項（実質無期雇用）
19条2項（契約更新への合理的期待）には該当しない

「定年まで働く」と聞いたことは無視
「お知らせ」までの経過も無視

「当分の間」は「当分の間」である
「有期雇用」だからと非正規労働者の訴えを切り捨てた



大学にあらためて
解雇撤回要求・団体交渉要求
をおこないました（裏面参照）

大阪地裁の不当判決弾劾!
控訴して闘い続ける♪!

解雇撤回および団体交渉要求書

2016年12月14日、大阪地裁は、石橋組合員の地位確認裁判において「請求棄却」という許しがたい判決を出した。われわれは、実態をふまえていない、すんな不当判決を満腹の怒りをもって強烈する。

大阪地裁は、①(法人化後)契約が3回更新されたこと、②(法人化後)11年働き続けてきたこと、そして③臨時的業務ではなかったことを認めておきながら、労働契約を解除了こと、そして④更新への合理的期待も該当しないと約法19条1項(実質無期雇用)も19条2項(更新への合理的期待)も該当しないと判断した。「定年まで働く」と聞いたとする石橋組合員の証言を無視し、「お知らせ」通知までの経過も無視し、「当分の間」はあくまでも「当分の間」であるというせ」通知までの経過も無視し、「当分の間」はあくまでも「当分の間」であるという大阪大学の主張をそのまま認め、「有期雇用」であるからと非正規労働者の訴えを切り捨てた許しがたい判決である。

大学は、「当分の間」という申合せで、法人化前から働き続けてきた非常勤職員を継続雇用した。それ自身が、長期非常勤職員の法人化前からの雇用の継続性を認めている。石橋組合員は「定年まで働く」と聞いたし、それが信用に足る情報であると受け止めた。2014年実施の学内アンケートにおいても、長期非常勤職員だけでなく、現場の正規職員も、「定年まで働く」という認識をもっていたことは明らかである。

「定年まで働く」と期待を抱かせた責任は大学にある。

非常勤職員だからといって、有期雇用だからといって、生活基盤である労働の場を簡単に失わせて良いということはない。大阪地裁も認めているように、長期非常勤職員は、臨時的ではない業務を、臨時的ではないがゆえに10年以上続けてきたのだ。そのような労働者を単に「期間満了だ」というだけで雇止め(解雇)することは絶対に許されない。

石橋組合員は、なぜ12年も働き続けてきた労働者が「お知らせ」ひとつで職を奪われるなければならないのか、と繰り返し大学に訊ねてきた。大学の「説明」では「納得」できないと、説明を求めてきた。それに対する回答は、これまで一切ないし、裁判の中でも明らかにならなかった。

われわれはこのような不当判決を許さず、石橋組合員は大阪高裁に控訴し闇い続ける。しかし、「お知らせ」による長期非常勤職員の解雇撤回の課題は、団体交渉で解決をめざすべき課題である。あらためて、われわれは大学に対して、石橋組合員の解雇を要求する。すみやかに団体交渉を再開せよ。

大学は再び「東組合の『抗議行動』等について(厳重注意)」と題する文書を出した。組合の正当な就労闘争および抗議行動を認めないのは不当労働行為であり、組合否認である。我々は大学の民主主義を破壊する組合否認と我が組合に対する敵対行為に対し、怒りをもって抗議する。

記

- | | |
|---------|---|
| (1) 日 時 | 2017年1月5日午後9時からおこなうこと |
| (2) 場 所 | 大学構内 |
| (3) 論 領 | 石橋組合員ら長期非常勤職員の2015年3月末解雇を撤回し、すみやかに職場に戻すこと |
| (4) 回 答 | 2017年1月5日午後3時までにおこなうこと |

以 上